

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）に対する意見公募
手続の結果について

令和5年7月21日
経 済 産 業 省
産業保安グループ
製 品 安 全 課

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 新旧対照表（案）」について、
令和5年6月8日から同年7月8日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	● JIS 規格の改正から一年以上経過しており、対応が遅すぎる。迅速な改正の反映がなされなかったことは非常に遺憾。経済産業省の今後の行政課題として製品安全小委員会等で審議されるべき。 ● 参照規格は運用および解釈であるので、自主的に2022年1月の規格改正をもって規格を切り替える事は、法的に問題ないことを確認したい。	● 特定製品の指定後から、技術基準に関する運用及び解釈の制定については、今後とも迅速な対応に努めてまいります。 ● 十分な技術的根拠があれば、特段の問題はないと考えます。
2	● 磁石製娯楽用品について、「子ども向けとうたっていない製品についても、娯楽用品であれば規制の対象となる。」とあるが、「子ども向けを禁止することをうたっている製品」を含むか？ ● 娯楽用品の定義が非常にあいまいであるので、ガイドラインを作成すべき。	● 娯楽用品に該当する場合は規制対象に含まれると考えます。 ● 関係者の皆様に理解いただけるよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

※ なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。